

帯広市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第20号

帯広市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

帯広市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第2項中「1年を経過する日の属する年度の末日まで」を「2年以内」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。